

「小樽市経営管理実施権の設定を受ける民間事業者選定委員会」設置要綱

（設置）

第1条 この要綱は、森林経営管理法第36条第3項の規定により経営管理実施権の設定を受ける民間事業者を選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

（所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌するものとする。

- （1） 民間事業者選定要領、審査方法及び基準の設定
- （2） 森林経営管理法施行規則第33条1,2項の規定に基づき、民間事業者が提出する企画提案書等の審査及び民間事業者の選定
- （3） その他民間事業者の選定に必要な事項に関すること

（委員）

第3条 委員は、別表に掲げる所属機関等の同表に掲げる者をもって組織する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、第2条に定める事項の処理が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合には、当該欠員者が所属する機関団体と協議の上、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は小樽市産業港湾部部長をもって充て、副委員長は小樽市産業港湾部主幹（森林整備担当）をもって充てる。

- 2 委員長には、会務を総理し委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の2分の1以上の出席が必要である。また、委員長もしくはその代理出席、かつ庁外委員の1名以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 4 第2項の規定にかかわらず、委員長は、特に必要と認めるときは、会議に代えて書面により議事を決定することができる。この場合における前項の規定の適用については、同項中「出席委員」とあるのは「委員」と読み替えるものとする。
- 5 委員会は、非公開とする。

(委員以外の会議への出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を会議に出席させ、その意見又は説明を聞く事ができる。

(守秘義務)

第8条 委員及び委員以外で会議に出席した者は、選定の過程において知り得た秘密を公表してはならない。ただし、小樽市が公表した情報及び委員会が公表した情報に係るものについては、この限りではない。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、産業港湾部農林水産課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和5年（2023年）1月27日から施行する。

別表（第3条関連）

所属機関団体	役 職 等	備 考
林野庁	北海道森林管理局石狩森林管理署長の推薦者	
北海道	後志総合振興局森林室長の推薦者	
小樽市	産業港湾部長	委員長※
小樽市	産業港湾部主幹（森林整備担当）	
小樽市	生活環境部環境課長	環境基本計画担当部署

※要綱第5条第2より